### 週休2日の積算方法について

#### 〇労務費

- ・労務単価(夜間、時間外等の補正後)【円未満切捨】
  - = 労務単価×夜間及び時間外等による補正係数
- ・労務単価(週休2日の補正後)【円未満切捨】
  - = 労務単価(夜間、時間外等の補正後)×週休2日補正係数

### 〇機械経費(賃料)

機械賃料(週休2日の補正後)【円未満切捨】

=機械賃料\*×週休2日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

### 〇共通仮設費率

・共通仮設費率(補正前)【小数第3位四捨五入2位止め】

 $K r = A \cdot P^b$ 

Kr:共通仮設費率(%)

P:共通仮設費対象額 A、b:工種毎に決まる係数

- ・共通仮設費率(施工地域補正後)【小数第3位四捨五入2位止め】
  - = 共通仮設費率(補正前)×施工地域補正係数
- ・共通仮設費率(週休2日の補正後)【小数第3位四捨五入2位止め】
  - = 共通仮設費率(施工地域補正後)×週休2日補正係数

#### 〇現場管理費率

・現場管理費率(補正前)【小数第3位四捨五入2位止め】

 $I_0 = A \cdot N_p^b$ 

Jo:現場管理費率(%)

Np:対象純工事費 A、b:工種毎に決まる係数

- ・現場管理費率(施工地域等補正後)【小数第3位四捨五入2位止め】
  - =現場管理費率(補正前)×施工地域補正係数+補正値
- ・現場管理費率(週休2日の補正後)【小数第3位四捨五入2位止め】
  - =現場管理費率(施工地域等補正後)×週休2日補正係数

## 〇市場単価・標準単価

- 市場単価・標準単価(週休2日の補正後)【円未満切捨】
  - =市場単価・標準単価(基準額)×週休2日補正係数
- 市場単価・標準単価(施工規模等の補正後)【円未満切捨】
  - =市場単価・標準単価(週休2日の補正後)×施工規模等の補正係数
- ※市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切 捨】の順に補正する。

# 週休2日工事の補正係数について

(諸経費工種が「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」による場合)

岡山県週休2日工事実施要領にある「<u>通期</u>」の条件を、「<u>4週8休以上</u>」とする。 また、「<u>月単位</u>」の条件は<u>適用しない</u>。

※岡山県農林水産部発注の工事で、岡山県土木部積算基準の諸経費体系を使用する工事については、土木部の週休2日工事の補正係数を使用してください。ただし、月単位の条件を適用しないでください。

### ○ 労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率

|        | 労務費  | 機械経費(賃<br>料) | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|--------|------|--------------|--------|--------|
| 4週8休以上 | 1.02 | 1.02         | 1.02   | 1.05   |

- ※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。
- ※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

### ○ 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

| 区分    | 4週8休以上  |
|-------|---|
|       | 1. 02   |
|       | 1. 02   |
| 設置    | 1.00  |
| 撤去    | 1. 02   |
| 設置    | 1.02  |
| 撤去    | 1. 02   |
|       | 1. 01   |
|       | 1. 01   |
| 設置    | 1.00  |
| 撤去    | 1. 02   |
| 設置    | 1.00  |
| 撤去・移設 | 1. 02   |
| 設置    | 1. 01   |
| 撤去    | 1. 02   |
|       | 1. 01   |
|       | 1. 01   |
|       | 1. 01   |
|       | 1. 01   |
|       | 1. 02   |
|       | 1.01  |
|       | 設置<br>撤去<br>設置<br>撤去<br>設置<br>撤去<br>設置<br>撤去・移設<br>設置 |

- ※簡易吹付法枠工(物価資料掲載以外の市場単価)については、吹付枠工を準用する。
- ※基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数 (現場閉所・通期)のものを使用する。

・「土木工事標準単価」⇒ 工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称           | 区分 | 4週8休以上 |
|--------------|----|--------|
| 区画線工         |    | 1. 02  |
| 排水構造物工       |    | 1. 02  |
| コンクリートブロック積工 |    | 1. 02  |
| 構造物とりこわし工    | 機械 | 1. 02  |
| 特担物とサニ47し上   | 人力 | 1. 02  |
| 橋梁塗装工        |    | 1. 01  |

※基準書に記載していない標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数 (現場閉所・通期)のものを使用する。

## 〇 その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。